

群馬県電気工事工業組合 第三者損害賠償制度

バージョンアッププラン(組立保険) のご案内

1. 制度のあらまし

バージョンアッププランは、第三者損害賠償制度と同時に組立保険にご加入いただくことで工事期間中の賠償責任補償に加え、電設材料などの工事対象物を補償するためのプランです。

- ◇ このプランは、ご希望の方のみの任意加入です。
- ◇ このプランは、日本国内における電気工事の工事対象物に発生した不測かつ突発的な事故により、その復旧に要した費用を補償するものです。
- ◇ このプランは、「組立保険」の普通保険約款、特約により運用されます。

- * 第三者損害賠償制度については『第三者損害賠償制度のご案内』をご覧ください。
- * 公共工事などで1工事ごとに組立保険契約を希望される場合は、取扱代理店までご相談ください。

2. 保険期間

令和7年6月1日午後4時^(注1)～令和8年6月1日午後4時^(注2) (1年間)

- (注1) この契約による保険責任は、対象工事ごとに、その工事の着工の時(工所用材料および工所用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸が完了した時)に始まるものとします。ただし、加入者証記載の保険期間が開始した時(以下「保険始期」)においてすでに着工されている工事については、保険始期に保険責任が始まるものとします。
- (注2) この契約による保険責任は、対象工事ごとに、その工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時)に終わるものとします。ただし、保険期間が終了した時(以下「保険終期」)においても継続している工事については、保険終期に保険責任が終わるものとします。

群馬県電気工事工業組合

〒371-0855 群馬県前橋市問屋町1-8-4 TEL:027-251-5016

前橋支部 渋川支部 沼田支部 吾妻支部 高崎支部 藤岡支部
富岡支部 桐生支部 太田支部 伊勢崎支部 館林支部

3. ご加入方法

- ◇ ご加入希望の組合員は、加入依頼票にご記入のうえ、所属の支部事務局へお申込みください。
- ◇ 保険料については、最終ページをご覧ください。

支部別締切日

支 部	前橋	渋川	沼田	吾妻	高崎	藤岡	富岡	桐生	太田	伊勢崎	館林
申込締切日	4/7	4/19	4/18	4/18	4/15	4/16	4/11	4/4	4/11	4/11	4/4
保険料払込締切日	5/19	5/20	5/20	5/19	5/16	5/21	5/12	5/15	5/12	5/16	4/4

4. 補償内容

電気工事の作業中に起きた偶然な事故による工事対象物の損害を、損害発生直前の状態に復旧するために直接要した費用を補償します。

<事故例>

- 作業員または第三者の過失
- 火災・落雷・破裂・爆発・風災
- 盗難、いたづら
- 設計、材質、または製作の欠陥 など

対象工事の範囲

次のアからエまでに掲げる電気工事をいいます。

- ア. 一般用電気工作物もしくは自家用電気工作物を設置または変更する工事および電気事業用電気工作物を設置または変更する工事、引込線工事ならびに外線工事
- イ. 家庭用電気機械器具の販売に付随して行う電気工事および電気工事士法施工令(昭和35年政令第260号)第1条(軽微な工事)に規定する軽微な工事
- ウ. 消防用設備のうち、電気関係設備(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の3に規定する第4類および第7類の設備)の電気工事
- エ. 鉄道および船舶、通信等の電気関係設備工事

保険の対象

工事現場内にある次のものが保険の対象となります。ただし、支給資材は対象外です。

■ 対象物

工事の対象物およびその材料・仮設材

■ 仮設物

工所用仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫など)およびこれらに収容されている^{じゅうき}什器・備品
工所用仮設物(仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備など)

<対象外>

- 据付機械設備などの工所用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みません。)、工所用機械・器具・工具およびこれらの部品
- 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類するもの
- 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類するもの
- 原料または燃料その他これらに類するもの

5. 保険金のお支払方法

損害の額から自己負担額2万円を差し引いた残額を保険金としてお支払いします。
(ただし、1回の事故について対象工事ごとに保険金額を限度とします。)

- 保険金としてお支払いすべき損害の額は、損害の生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用となります。
- 仮設物およびこれらに収容されている^{じゅうき}什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における価額によって損害の額を定め、保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額を限度として、保険金としてお支払いすべき損害の額に含めます。
- 損害の拡大防止・軽減費用は、損害の発生および拡大の防止の為に必要かつ有益な費用を支出した場合において損保ジャパンが承認したものに限り、保険金としてお支払いすべき損害の額に含めます。
- 費用保険金として、原状復旧費用保険金・残存物取片づけ費用保険金・臨時費用保険金をお支払いします。
※費用保険金の限度額については取扱代理店、もしくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

次の損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

- ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、騒擾^{そうじょう}により生じた損害
- 労働争議中の暴力行為やその他違法行為、秩序の混乱により生じた損害
- 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊により生じた損害(ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。)
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- 在庫の調査の際に見えられた紛失または不足の損害
- 保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 保険の目的の性質またはその自然の消耗(錆^{さび}・スケールなどを含みます。)^{きび}・劣化による損害
- 保険の目的が加入者証記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- 完成期限または納期の遅延、その他の債務不履行による損害

など

7. 主な事故例 (不明点はお問い合わせください。)

保険金をお支払いする主な事故例

1. 建設中の住宅が放火され焼損を被った。
2. 工事のために、現場に置いておいたケーブルを盗まれた。
3. 納入するために吊り上げたキュービクルを落とした。

など

保険金をお支払いできない主な事故例 (第三者損害賠償制度でもお支払いできません。)

1. 機器設置位置を誤ったので、場所を移動したが、設置跡に残された傷を補修しなければならなくなった。
2. 引渡し前に地震により、壁が崩れエアコンが落下して破損した。
3. 工事完成が遅れたため、予め約定の遅延損害金を請求された。
4. 倉庫内に保管してあった予備の電線を盗まれた。

など

8. ご注意いただきたい点

- 組立保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(注1)に始まり、末日の午後4時^(注2)に終わります。
(注1) この契約による保険責任は、対象工事ごとに、その工事の着工の時(工所用材料および工所用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸が完了した時)に始まるものとします。ただし、加入者証記載の保険期間が開始した時(以下「保険始期」)においてすでに着工されている工事については、保険始期に保険責任が始まるものとします。
(注2) この契約による保険責任は、対象工事ごとに、その工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時)に終わるものとします。ただし、保険期間が終了した時(以下「保険終期」)においても継続している工事については、保険終期に保険責任が終わるものとします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼票等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となる年間売上高の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼票等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における完成工事高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の完成工事高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼票等にてご確認ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
- クーリングオフ
この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。
- ご契約を脱退される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。脱退の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

9. ご加入にあたってご注意いただきたい点

● 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞
加入依頼票等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②保険の目的
- ③他の保険契約等
- ④損保ジャパンが提出を求めた工事関係資料等に記載の事項

● 通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 次のような場合には、あらかじめ^(注)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知や追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

加入依頼票および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

10. 万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

【通知先】

◇所属の支部事務局

◇取扱代理店 群馬県電気安全㈱ 027-254-2434

【受付時間:平日の午前8時30分～午後5時(土日、祝日、年末年始を除きます。)]

◇損害保険ジャパン㈱ 群馬支店法人支社

【受付時間:平日の午前9時～午後5時(土日、祝日、12月31日～1月3日を除きます。)]

平日夜間、土日祝日の場合は下記事故サポートセンターへご連絡ください。

◇窓口:事故サポートセンター 0120-727-110

【受付時間:平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日/24時間(12月31日～1月3日を含みます。)]

* ご連絡先は、ご加入後にお配りする加入者証(被保険者証)にも記載しています。

- 保険金請求権は時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、登記簿謄本、委任状、代理請求申請書 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故発生状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	工事請負金額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	工事請負金額内訳書、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など
④	保険の目的であることが確認できる書類	工事請負契約書、工事注文書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など

* 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間 : 平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

11. 保険料

前年の年間売上高(消費税込み)に応じた保険料を支部ごとの払込締切日までに所属の支部事務局にお払込みください。

[保険期間 1年]

区分	前年の年間売上高区分(消費税込み)		保険金額 (支払限度額)	保険料(一括払)
1	1,000万円以下		1,000万円	5,000 円
2	1,000万円超	2,000万円以下	2,000万円	10,000 円
3	2,000万円超	3,000万円以下	3,000万円	15,000 円
4	3,000万円超	4,000万円以下	4,000万円	20,000 円
5	4,000万円超	5,000万円以下	5,000万円	25,000 円
6	5,000万円超	6,000万円以下	6,000万円	30,000 円
7	6,000万円超	7,000万円以下	7,000万円	35,000 円
8	7,000万円超	8,000万円以下	8,000万円	40,000 円
9	8,000万円超	9,000万円以下	9,000万円	45,000 円
10	9,000万円超	1億円以下	1億円	50,000 円
11	1億円超	1.1億円以下	1.1億円	55,000 円
12	1.1億円超	1.2億円以下	1.2億円	60,000 円
13	1.2億円超	1.3億円以下	1.3億円	65,000 円
14	1.3億円超	1.4億円以下	1.4億円	70,000 円
15	1.4億円超	1.5億円以下	1.5億円	75,000 円
16	1.5億円超	1.6億円以下	1.6億円	80,000 円
17	1.6億円超	1.7億円以下	1.7億円	85,000 円
∴	以下続く (取扱代理店へお問い合わせください。)			

《ご注意》ご申告いただいた売上高に該当する区分より実際の年間売上高が高い場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

保険料の割増制度

保険金を受け取られた組合員の方と無事故の組合員の方との公平を図るため、前年の保険金お受取りが1回の場合、翌年30%割増となります。2回なら60%割増となり、以降1回の受取りにつき30%が加算されていきます。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

12. お問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

群馬支店 法人支社

〒371-0023 群馬県前橋市本町1-4-4

TEL:050-3798-5954

FAX:027-243-6153

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

群馬県電気安全株式会社

〒371-0855 群馬県前橋市問屋町1-8-4

TEL:027-254-2434

FAX:027-254-2176

(受付時間:平日の午前8時30分から午後5時まで)